

平成31年度事業計画（案）

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

我が国の経済は、長期にわたり穏やかな回復傾向が続いているものの、先行きの不透明感は増している。今年は、4月の統一地方選挙や夏の参院選、5月の新天皇即位も控えています。10月には消費税が8%から10%に引き上げられる予定であり、運賃改定の準備と円滑な実施に向けて取り組みを進める必要があります。

東北においては、東日本大震災から丸8年が経過し、被災地の住宅・道路の建設等復興に向けた確かな歩みが見られます。一方、避難生活を続けられておられる方々の真の復興への道のりは、まだ道半ばにあるといえます。

路線バスについては、過疎化の進展の中、地方部におけるバス事業の経営は依然として厳しく、運転手不足と相まって、バス事業者の経営努力だけでは路線の維持が困難となっています。

貸切バスについては、安全輸送対策に関しては、軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策を確実に実施して参ります。

また、本年4月からは、『働き方改革推進関連法』が施行され、時間外労働や年次有給休暇への取組が必要になります。

今年度も、運行管理者の一般講習、睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査のほか脳ドック補助、救急救命講習会等への助成金を交付することにしております。

また、「貸切バス事業者の安全性評価認定制度」を通じて認定事業者の安全に対する取組状況が、利用者や旅行会社に評価され貸切事業者の益々の発展に繋がるよう制度の普及促進に取り組んでまいります。

加えて、インバウンドの振興、バリアフリー対策の推進に取り組むとともに1年あまりに迫った東京オリンピック・パラリンピックの準備を進めるため、関係行政機関と協力し引続き取り組んでいきます。

記

1. バス事業関係諸制度

- (1) 交通政策基本法は、平成25年12月4日交付施行となり、法律に基づき作成される交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)において、バスの役割がより明確なものとなり、バス事業者の意向と地方の実態にあった交通政策が推進されるとともに国と地方自治体の支援が拡充されることに注視してまいります。
- (2) バス関係税制について、身近な公共交通機関であり、かつ災害時にも強いバス事業が、将来に渡って健全に運営できるような税制要望の実現に努めます。

2. 環境対策

- (1) バス事業における地球温暖化防止ボランティアプランに基づき、地球温暖化ガスの削減対策を推進するとともに、ディーゼルクリーンキャンペーンの積極的な展開を通して、乗合バス利用促進、低公害車の導入促進及びエコドライブ推進を図ります。
- (2) バス事業のグリーン経営認証制度の周知及び普及促進に努めます。

3. 交通バリアフリー対策

- (1) 交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」に適合したバス車両への代替促進と併せて、国が認定した標準仕様ノンステップバスの普及促進に努めます。
- (2) バス停のバリアフリー化、バスベイ等インフラ整備におけるバリアフリー化等についても関係行政機関に働きかけます。

4. 安全輸送対策

- (1) 軽井沢スキーバス事故、自動車の先進技術の普及、2020年東京オリ・パラの開催を踏まえ、「事業用自動車総合安全プラン2009」を改定し「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づく事故防止削減計画の実行を図るべく、その実施目標に基づき事故削減を推進します。
- (2) 義務化された運輸安全マネジメントについて、確実な取組みが出来るよう適切に指導します。
- (3) 「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、飲酒運転防止のための万全の対策がとられるよう啓発活動に努めます。

- (4) 安全・安心確保のために義務化されたシートベルト着用を、利用客に対し啓発に努めます。
- (5) バス事故の3割を占める車内事故防止に資するため「車内事故防止キャンペーン」について地方自治体等に対し広報掲載の要請を行い、利用客に対する啓発活動に努めます。
- (6) バスジャック、テロ対策等及び危機管理に万全を期すため、バスジャック統一マニュアル、テロ対策通達及び避難対策等など周知徹底して、対応の遵守を指導いたします。
- (7) いわゆる「危険ドラッグ」の使用については、これまでも安全な運転ができない恐れがある薬物の使用禁止を徹底するよう事業者に対して指導してきたが、改めて運転者を含む従業員に対し当該薬物の使用禁止を徹底するよう周知を図ります。
- (8) 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用については、重大事故を引き起こす恐れが高いため日バスの「乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用に関する社内規定のガイドライン」に基づき再発防止に努めるよう指導を強化します。
- (9) 自動車運送事業者における運転者の脳健康診断を促進し、健康起因事故に防止を図るため、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組みの手順を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」に基づき対策を図って参ります。

5. 走行環境及び輸送サービス

- (1) 都市部における道路渋滞の解消及びバスの走行環境の改善と利用促進を図るため、公共車両優先システム、バス専用レーンの拡充など公共交通機関支援事業等バス優先対策の拡充、幹線道路における違法駐車対策の強化について、関係行政機関に働きかけて実現に努めます。
- (2) 仙台駅及び県庁市役所周辺において、バスの定時制が確保されるよう、バスの待機場の確保について、関係行政機関に働きかけて実現に努めます。

6. 労働問題

- (1) 労働条件の改善、適正な労務管理の実施のための協力活動と労使交渉に関する情報等により対応します。
- (2) 労務委員会を通じて年間総労働時間の短縮及び改善基準告示の一層の遵守・定着に努めるとともに、労働基準法及び労働安全衛生法の周知活動に努め、労働条件の整備に対応します。

7. 運輸事業振興助成交付金事業

(1) 運輸事業振興助成交付金制度の趣旨に沿った効率的運用及び適切な執行体制の強化を図り、安全運行対策事業推進のため、輸送の安全の確保事業、サービスの改善及び向上に関する事業、公害防止、地球温暖化防止その他の環境の保全に関する事業、バス事業の適性化に関する事業、バス事業者の共同利用に供する施設の設置または運営に関する事業、バス事業者の経営の安定化に寄与する事業のための基金及び将来の施設整備事業等に充てるための基金の造成を実施します。

なお、別に定める運輸事業振興助成交付金事業計画内容に基づき、適切かつ効率的に推進します。

(2) 日本バス協会の交付金事業であるバス輸送改善推進事業（バス利用者施設等整備事業、人と環境にやさしいバス普及事業及び地方路線・貸切バス助成事業等）についての実施に際し、所要の手続きを行います。

8. 広報活動

(1) 当協会のホームページのリニューアルを始め、情報内容の拡充及び更新を逐次実施し、バス業界の取組み及び会員情報等など広汎な情報提供を行います。

また、全国で多彩な行事が行われます9月20日の「バスの日」において、バス利用促進キャンペーン等や諸行事のネットによる情報発信に努めるとともに、高齢化社会の到来や環境問題等に対してバスの有する多様な社会的意義を認識していただき、バスへの親しみとバス事業への理解を深めてもらうための広報活動も積極的に推進します。

(2) 当協会作成予定の会員事業者一覧ポスター及び小学生バスの絵コンテスト入賞作品カレンダーを、関係機関等に配布して、会員事業者のPRに努めます。

【運輸事業振興助成交付金事業計画内容】

1. 輸送の安全の確保事業

- ① 安全輸送全体会議
- ② 運行管理者一般講習
- ③ 運転者適正診断・適性診断活用講座・適齢診断
- ④ 交通安全啓発用広報資材等
- ⑤ 救急救命講習会
- ⑥ 健康に起因する事故防止助成（脳MRI・MRA補助、S A S スクリーニング検査助成）
- ⑦ 貸切バス安全性評価認定制度助成
- ⑧ 安全運転センター研修費補助
- ⑨ 大型二種免許取得養成助成

2. サービスの改善及び向上に関する事業

- ① バス停留所上屋修繕等
- ② バス停留所上屋設置ソーラー式バス停照明設備
- ③ 仙台駅前バス乗り場案内マップ
- ④ 仙台駅周辺バス乗場サイン修正工事
- ⑤ 仙台駅前バス乗り場案内システム修正
- ⑥ 宮城県バス協会ホームページ修正
- ⑦ 宮城県バス協会加盟事業者一覧ポスター
- ⑧ ドラレコ・デジタコ助成
- ⑨ サービス向上事業

3. 地球温暖化防止及び環境保全事業

- ① バス車両新車購入助成
- ② バス車両中古車購入助成
- ③ バスマつり等における広報

4. 災害時対応及び将来の施設整備等における基金の造成

将来の施設整備事業及び緊急時対応費用